

EPA原産地規則の概要

【輸出編】



2026年6月
財務省・税関
EPA原産地センター

1. ケーススタディ

(日EU・EPAを利用してドイツに醤油を輸出)

2. よくある質問

3. 参考情報/税関ホームページのご案内



1. ケーススタディ

～日EU・EPAを利用してドイツに醤油を輸出～

輸出貨物のEPA利用のステップ

輸出においてEPAを利用するためには次のステップで確認。



ステップ1. 輸出貨物のHS番号を特定

ステップ2. EPA税率が設定されていることを確認

ステップ3. 適用される原産地基準を特定

ステップ4. 原産地基準を満たすかを確認

ステップ5. 輸出面での原産地手続

- (1)申告に必要な書類(原産地証明書または原産品申告書など)を整える
- (2)関係書類を保存

ステップ6. 相手国におけるEPA税率の適用

ステップ7. 必要に応じ相手国からの事後確認に対応

参考：「EPAの自己申告制度を利用した日本からの輸出について」

(税関HP > EPA/原産地規則について知りたい > 3.初めてEPAで輸出／輸出相談（自己申告）

> EPAの自己申告制度を利用した日本からの輸出について https://www.customs.go.jp/roo/information/epa/epa_ex.html) 4

ケーススタディの内容



日EU・EPAを利用して、日本からドイツへ、日本の弊社工場で生産した「醤油」を輸出したいと考えています。
輸出予定の産品について、以下の情報を確認しました。

■ 産品：醤油



- 輸出先 : ドイツ
- HS番号 : 第2103.10号
- 製造工程 : 輸出者の日本国内工場にて下記材料を用いて製造。
- 関係書類 : 材料表、製造工程表など

	材料	備考
1	脱脂加工大豆	締約国外から輸入
2	大豆	締約国外から輸入
3	食塩	締約国外から輸入
4	小麦	締約国外から輸入
5	アルコール	国内サプライヤーから調達
6	種麴	輸出者の国内工場で成育
7	水	輸出者の日本国内工場の敷地内から採水

※本事例において、材料や製造工程は簡略に記載しており、実際の産品のものとは異なる場合があります。

輸出貨物の日EU・EPA利用のステップ

輸出において日EU・EPAを利用するためには次のステップで確認。



ステップ1. 輸出貨物のHS番号を特定

ステップ2. 相手国で日EU・EPA税率が設定されていることを確認

ステップ3. 適用される原産地基準を特定

ステップ4. 原産地基準を満たすかを確認

ステップ5. 輸出面での原産地手続(輸出者・生産者による自己申告の場合)
(1)申告に必要な書類(原産品申告書)を作成
(2)関係書類を保存

ステップ6. 相手国における日EU・EPA税率の適用

ステップ7. 必要に応じ相手国からの事後確認に対応

輸出貨物のEPA利用のステップ



ステップ1. 輸出貨物のHS番号を特定

ステップ2. 相手国で日EU・EPA税率が設定されていることを確認

ステップ3. 適用される原産地基準を特定

ステップ4. 原産地基準を満たすかを確認

ステップ5. 輸出面での原産地手続(輸出者・生産者による自己申告の場合)
(1)申告に必要な書類(原産品申告書)を作成
(2)関係書類を保存

ステップ6. 相手国における日EU・EPA税率の適用

ステップ7. 必要に応じ相手国からの事後確認に対応



1. 輸出貨物のHS番号を特定

2.

3.

4.

5.

6.

7.

HS番号の特定方法

- HS番号は「輸出統計品目表」(日本における輸出申告で使用)で調べることが可能。

➤ 税関ホームページ ⇒ 品目分類について調べたい ⇒ 「輸出統計品目表」
<https://www.customs.go.jp/yusyutu/index.htm>

- HS番号に関する問合せは、各税関関税鑑査官部門まで。

➤ <https://www.customs.go.jp/question2.htm#b>

輸出統計品目表 検索画面

JAPAN CUSTOMS 税関 Japan Customs

現在位置: ホーム > 輸出入手続 > 輸出統計品目表

輸出統計品目表

- 輸出統計品目表 (2026年1月版) 2026年1月1日掲載 NEW
- 輸出統計品目表 (2025年1月版)
- 輸出統計品目表 (2024年1月版)
- 輸出統計品目表 (2023年4月版)

第4部 調製食品、飲料、アルコール、食酢、たばこ及び製造たばこ代用品、非燃焼吸引用の物品（ニコチンを含有するかしないかを問わない。）並びにニコチンを含有するその他の物品（ニコチンを人体に摂取するためのものに限る。） 部注

分類		類注	品目表
第16類	肉、魚、甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物又は昆虫類の調製品	類注	品目表
第17類	糖類及び砂糖菓子	類注	品目表
第18類	ココア及びその調製品	類注	品目表
第19類	穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカリー製品	類注	品目表
第20類	野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品	類注	品目表
第21類	各種の調製食品	類注	品目表

統計番号 Statistical code		品名 Description	単位 Unit		他法令 Law
番号 H.S.code			I	II	
2102.30.000		ー 調製したベーキングパウダー		KG	
21.03		ソース、ソース用の調製品、混合調味料、マスタードの粉及びミール並びに調製したマスタード			
2103.10.000		ー 醤油	L	KG	
2103.20.000		ー トマトケチャップその他のトマトソース		KG	
2103.30.000		ー マスタードの粉及びミール並びに調製したマスタード		KG	

HS番号 第2103.10号と特定。

ステップ1
完了

輸出貨物のEPA利用のステップ

ステップ1. 輸出貨物のHS番号を特定



ステップ2. 相手国で日EU・EPA税率が設定されていることを確認

ステップ3. 適用される原産地基準を特定

ステップ4. 原産地基準を満たすかを確認

ステップ5. 輸出面での原産地手続(輸出者・生産者による自己申告の場合)
(1)申告に必要な書類(原産品申告書)を作成
(2)関係書類を保存

ステップ6. 相手国における日EU・EPA税率の適用

ステップ7. 必要に応じ相手国からの事後確認に対応

- 1.
2. 相手国で日EU・EPA税率が設定されていることを確認
- 3.
- 4.
- 5.
- 6.
- 7.

輸出相手国における日EU・EPA税率の確認方法

- ① 税関ホームページ EPA相手国譲許表(関税率表)
 ➤ <https://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/aitekoku.htm>

EPA/原産地規則について知りたい

12. 輸出先の国の税率を調べる(相手国譲許表)

② JETROホームページ World Tariff

➤ <https://www.jetro.go.jp/theme/export/tariff/>

※税関ホームページからのアクセス:
 トップページ → EPA/原産地規則について知りたい
 → 6.協定・法令等/EPAとは → 1-2.EPA税率について
 → World Tariff

EU共通関税率検索サイト(TARIC)

ユーザー登録が必要。
 JETROホームページからユーザーIDとパスワードを取得可能(日本居住者は無料)。

1.

2. 相手国で日EU・EPA税率が設定されていることを確認

3.

4.

5.

6.

7.

EU共通関税率検索サイト(TARIC)で、HS番号 第2103.10号を確認

Business, Economy, Euro

Taxation and Customs Union

Home About us Taxation Customs CBAM Online services News

Home > Customs > Common Customs Tariff (CCT) > Tariff classification of goods > EU Customs Tariff (TARIC)

TARIC

A database for all measures on the Common Customs Tariff (CCT) and commercial and agricultural legislation

Page contents

Rationale

Legal basis

TARIC, or the integrated tariff of the European Union, is a multilingual database integrating all measures relating to the Common Customs Tariff (CCT) and commercial and agricultural legislation.

[Access TARIC](#)

Access TARIC ①

TARIC Consultation

Measures Geographical areas Regulations

Search by goods code and geographical area

Goods code [\[Browse the Nomenclature\]](#) 210310

Origin/destination Japan - JP

Additional codes

210310 Japan - JP ②

[Retrieve Measures](#)

The current reference date for the query is 06-04-2026

SECTION IV PREPARED FOODSTUFFS; BEVERAGES, SPIRITS AND VINEGAR; EDIBLE ESSENCES, EXTRACTS AND CONCENTRATES; PREPARED FOODSTUFFS, WHETHER OR NOT CONTAINING NICOTINE, INTENDED FOR THE INTAKE OF HUMANS WITHOUT COMBUSTION; OTHER NICOTINE CONTAINING PRODUCTS INTENDED FOR THE INTAKE OF HUMANS

CHAPTER 21 MISCELLANEOUS EDIBLE PREPARATIONS

2103 Sauces and preparations therefor; mixed condiments and mixed seasonings; mustard flour and meal and prepared mustard : (TN701)

2103 10 ▼ - Soya sauce

ERGA OMNES (ERGA OMNES 1011)

→ Import control of organic products (01-01-2022 -) (CD608)

Excluding: Switzerland (CH), Iceland (IS), Liechtenstein (LI), Norway (NO)
[Show conditions]

→ Third country duty (01-07-2000 -) : 7.70 %

→ Additional duties (20-07-2025 -) (TM01028)

Excluding: Belarus (BY), Russian Federation (RU)
[Show conditions]

All third countries (ALLTC 1008)

→ Veterinary control (01-08-2024 -) (CD624) (CD638) (CD737)

Excluding: Andorra (AD), Switzerland (CH), Faroe Islands (FO), Greenland (GL), Iceland (IS), Liechtenstein (LI), Norway (NO), San Marino (SM), Serbia (RS), Switzerland (CH), Turkey (TR), United Kingdom (UK), Vatican (VA)
[Show conditions]

Japan (JP)

→ Tariff preference (01-02-2020 -) : 0 %

Japan (JP) Tariff preference : 0% ③

第2103.10号の産品につき、EUでEPA税率が設定されていることを確認。

ステップ2
完了

輸出貨物のEPA利用のステップ

ステップ1. 輸出貨物のHS番号を特定

ステップ2. 相手国で日EU・EPA税率が設定されていることを確認



ステップ3. 適用される原産地基準を特定

ステップ4. 原産地基準を満たすかを確認

ステップ5. 輸出面での原産地手続(輸出者・生産者による自己申告の場合)
(1)申告に必要な書類(原産品申告書)を作成
(2)関係書類を保存

ステップ6. 相手国における日EU・EPA税率の適用

ステップ7. 必要に応じ相手国からの事後確認に対応

日EU・EPAに定める原産品の要件を確認

- 日EU・EPA税率は、日EU・EPA締約相手国の「原産品」に対して適用されます(第2・8条1)
- 「原産品」と認められるのは以下の3つの要件のいずれかを満たす产品です。
- 材料が「原産材料(=原産品となる材料)」か判断する場合にも、この「原産品」の要件を適用します。

要件

完全生産品

締約国において
“完全に生産される”産品

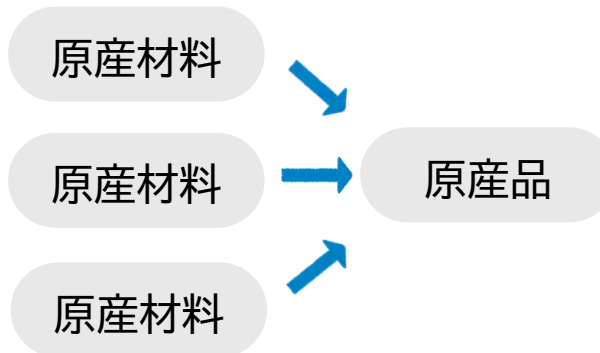


日EU・EPA第3・2条1(a)

要件

原産材料のみから
生産される産品

締約国の
“原産品と認められる材料”
のみから生産される産品



日EU・EPA第3・2条1(b)

要件

品目別原産地規則
を満たす産品

締約国の“原産品と認められない材料”
を使用し締約国において生産すること
で“実質的変更”が生じた産品



日EU・EPA第3・2条1(c)

商品の材料を確認し、適用する原産地基準を特定

■ 商品：醤油

輸出者の日本国内工場にて下記材料を用いて製造。

	材料	備考	
1	脱脂加工大豆	締約国外から輸入	締約国外から輸入したもののなので、 非原産材料 です。
2	大豆	締約国外から輸入	
3	食塩	締約国外から輸入	
4	小麦	締約国外から輸入	
5	アルコール	国内サプライヤーから調達	国内サプライヤーから調達したもののですが、日EU・EPA上の 原産品 （原産材料） かどうか分からない 。
6	種麴	輸出者の国内工場で成育	日EU・EPA上の 原産品 （原産材料）の 可能性が高い 。
7	水	輸出者の日本国内工場の敷地内から採水	



⇒ いずれもまずは、非原産材料として考え、
「品目別原産地規則を満たす商品」の要件を満たすかを確認。

適用する原産品の要件を確定

日EU・EPA 第3・2条 原産品の要件

1 一方の締約国が他方の締約国の原産品に対する関税上の特惠待遇を第2・8条1の規定に従って適用するに当たり、次に掲げる產品は、この章に規定する他の全ての関連する要件を満たす場合には、他方の締約国の原産品とする。

(a) 次条に定めるところにより完全に得られ、又は生産される產品

(b) 他方の締約国の原産材料のみから生産される產品

(c) **非原産材料を使用して生産**される產品であって、**附属書3B(品目別原産地規則)**に定める全ての関連する要件を満たすもの

2、3 (省略)

4 原産品としての資格の取得に関するこの章に定める要件は、**締約国において中断することなく満たされなければならない。**

產品が締約国(日本)の原産品と認められるためには、**日本における生産**により、日EU・EPAの**品目別原産地規則**に定める関連する要件を満たす必要があります。

日EU・EPA等の「協定条文」について詳しく確認したい方はこちら→
リンク先:税関ホームページ/EPA・原産地規則について知りたい
/EPA・原産地規則ポータル/協定・法令等/EPAとは



品目別原産地規則を特定

- 税関ホームページ/EPA・原産地規則ポータル「品目別原産地規則の検索」で調べることが可能。
 - <https://www.customs.go.jp/searchro/jrosv001.jsp>
- 国名と製品のHS番号(6桁)
= 「ドイツ/GERMANY」と「210310」で「検索」。

EPA・原産地規則ポータル

EPAで輸入EPAで輸出／輸出相談原産地規則とは使いたいEPA

品目別原産地規則 / Product-specific Rules of Origin

国名 / Country

ドイツ / GERMANY

品目 / Item

210310

検索

検索結果

日EU経済連携協定(HS2017) / Japan-EU EPA (HS2017)

HS2017				日EU経済連携協定(HS2017) / Japan-EU EPA (HS2017)		
部 / Section	類 / Chapter	項 / Heading	号 / Subheading	品名 / Description	品目別原産地規則 / PSR	注 / Note
04	21	2103		各種の調製食料品 Miscellaneous edible preparations		
				ソース、ソース用の調製品、混合マール並べに調製したマスタード Sauces and preparations therefor, mixed condiments and mixed seasonings, mustard flour and meal and prepared mustard	CTH	
				醤油 Soya sauce	CTH	

複数のEPAを結んでいる国・地域の場合は、利用したいEPAのタブを選択してください。
※ EPAによって採用するHSのバージョンが異なる。

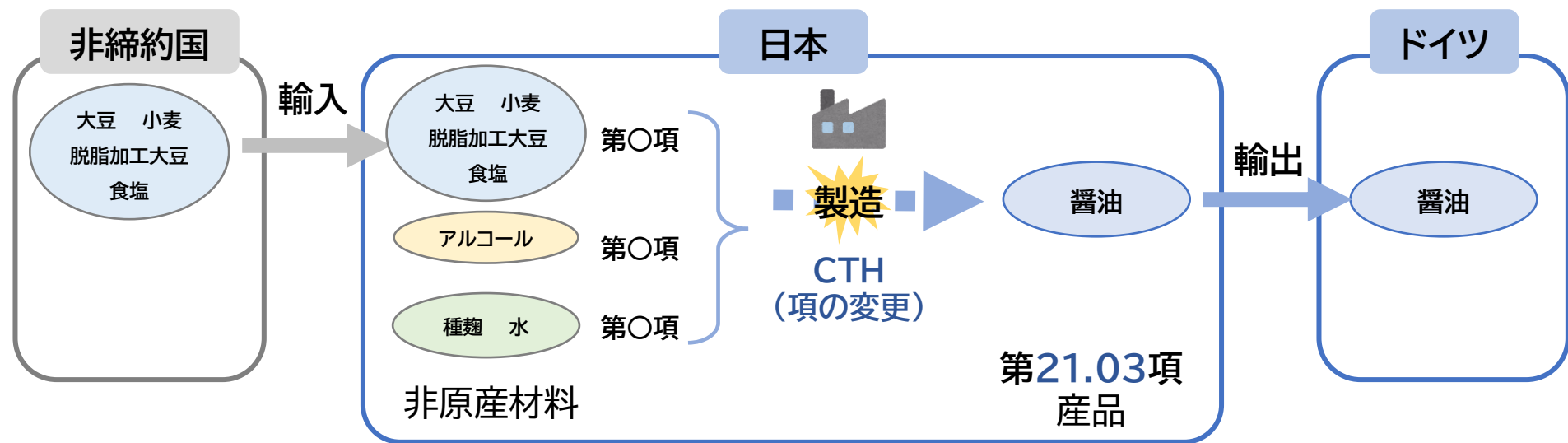
第2103.10号の製品に適用される品目別原産地規則は「CTH」と特定

品目別原産地規則の読み方

日EU・EPA 第2103.10号の品目別原産地規則

「CTH」

- CTH は「関税分類変更基準」の一つで、製品と、製品の生産に直接使用された全ての非原産材料の間で、HS番号4桁(項)の水準における関税分類の変更(CTC)が行われていれば原産品と認めるという基準。



⇒ 原産品の要件は、**関税分類変更基準**である「CTH」と特定しました。

輸出貨物の日EU・EPA利用のステップ

ステップ1. 輸出貨物のHS番号を特定

ステップ2. 相手国で日EU・EPA税率が設定されていることを確認

ステップ3. 適用される原産地基準を特定

 ステップ4. 原産地基準を満たすかを確認

ステップ5. 輸出面での原産地手続(輸出者・生産者による自己申告の場合)
(1)申告に必要な書類(原産品申告書)を作成
(2)関係書類を保存

ステップ6. 相手国における日EU・EPA税率の適用

ステップ7. 必要に応じ相手国からの事後確認に対応

特定した品目別原産地規則を満たすかを確認

生産に使用された材料のHS番号を確認

■ 産品：醤油(HS番号：第2103.10号)

材料表等の書類で確認

	材料	HS番号	備考
1	脱脂加工大豆	23.04	締約国外から輸入
2	大豆	12.01	締約国外から輸入
3	食塩	25.01	締約国外から輸入
4	小麦	10.01	締約国外から輸入
5	アルコール	22.07	国内サプライヤーから調達
6	種麴	21.06	輸出者の国内工場で成育
7	水	22.01	輸出者の日本国内工場の敷地内から採水

～HS番号の必要な桁数は赤字下線～

- 品目別原産地規則がCTHの場合、材料と産品の類(HS2桁)が異なることが確認できれば、項(HS4桁)までの比較は不要。
- ただし、同一類に属する材料については、項(HS4桁)での変更を確認する必要がある。

➡ 材料のうち、すべての非原産材料が産品(第2103.10号)の品目別原産地規則「CTH」を満たすことを確認。

- 特定した品目別原産地規則が「関税分類変更基準」の場合、産品に使用する材料が「原産材料」であれば、その材料については産品との関税分類の変更(CTC)の確認は不要。
- しかし、材料を「原産材料」と扱うのであれば、その材料自体が原産品の要件を満たすことの確認が必要。(材料の材料まで遡る必要がある等、証明負担が大きいことも)。
- 上記より、まずは全ての材料を非原産材料と取り扱い、HS番号を特定し、関税分類の変更(CTC)を確認した上で、基準を満たさない材料についてのみ、「原産材料」かどうか確認していくことが効率的。

1.

2.

3.

4. 原産地規則を満たすかを確認

5.

6.

7.

製造工程を確認

品目別原産地規則を満たすかの確認に加えて

日EU・EPA 第3・2条 原産品の要件

4 原産品としての資格の取得に関するこの章に定める要件は、**締約国において中断することなく満たされなければならない。**

■ 産品： 醤油

製造工程表等の書類で確認



□ 製造工程：輸出者の**日本国内工場**にて下記材料を用いて製造。

材料の
下準備

仕込

発酵・
熟成

圧搾

火入れ・
ろ過

検査・
充填



□ 材料：別紙(材料表)のとおり

➡ 産品が、日EU・EPAの締約国である、日本において中断することなく生産されていることが確認できます。

産品は、日EU・EPA上の日本原産品と認められます。



原産品
でした！

ステップ4 完了 20

輸出貨物の日EU・EPA利用のステップ

ステップ1. 輸出貨物のHS番号を特定

ステップ2. 相手国で日EU・EPA税率が設定されていることを確認

ステップ3. 適用される原産地基準を特定

ステップ4. 原産地基準を満たすかを確認



ステップ5. 輸出面での原産地手続(輸出者・生産者による自己申告の場合)
(1)申告に必要な書類(原産品申告書)を作成
(2)関係書類を保存

ステップ6. 相手国における日EU・EPA税率の適用

ステップ7. 必要に応じ相手国からの事後確認に対応

証明制度(日本から輸出する場合)

- 特恵待遇を要求(EPA税率を適用)するためには、EPAごとに定められた以下のいずれかの原産地証明手続を行うことが必要。

証明制度	証明書類の取得方法	対象EPA等	メリットと留意点
第三者証明制度 (原産地証明書)	輸出締約国において権限ある発給機関に輸出者又は生産者が発給を依頼	CPTPP、日EU、日英、日米貿易協定を除く全てのEPA	メリット : 発給機関が原産性を判断。 留意点 : 発給に費用及び時間を要する。
認定輸出者制度 (原産地申告)	輸出締約国において権限ある当局により認定された輸出者が書類を作成	日メキシコ、日スイス、日ペルー、RCEP	メリット : 認定後は輸出者自ら原産地申告を作成可能。 留意点 : 当局による認定を受ける必要。
自己申告制度 (原産品申告書)	(輸入者による自己申告) 輸入締約国の輸入者が書類を作成	日豪、CPTPP、 日EU 、日英、日米貿易協定	メリット : 輸入者自ら原産品申告書を作成可能。 留意点 : 必要に応じ輸出者・生産者から輸入者に対して原産性の根拠となる情報提供を行う。
	(輸出者又は生産者による自己申告) 輸出締約国の輸出者又は生産者が書類を作成	日豪、CPTPP、 日EU 、日英、RCEP (豪州、NZ、韓国間のみ)	メリット : 輸出者・生産者が発給機関から原産地証明書を取得する手間(費用・時間)が省ける。 留意点 : 必要に応じ輸入締約国から輸出国政府経由又は直接輸出者・生産者に対して事後確認が行われる。


 日EU・EPAでは、自己申告制度のみ利用可能。
 今回は輸出者が原産性判断のために必要な情報(書類)を入手していることから、自己申告制度のうち
輸出者自己申告の利用を検討。

自己申告制度(輸出者・生産者自己申告)の原産地手続(日EU・EPA)

- 日EU・EPAにおける輸出者・生産者自己申告では、協定附属書3-Dに定められた申告文を、仕入書その他の商業文書上に記載したものが原産品申告書となる。
- 申告文は、協定に規定された言語での記載が必要。(日EU・EPAでは、日本語、英語を含む24の言語)
- 税関ホームページ/EPA・原産地規則ポータルに「原産地に関する申告文」を掲載。
(以下URL「5.証明制度 > 原産地に関する申告文(和文 / 各国言語) ※輸出者自己申告の場合」)
➤ <https://www.customs.go.jp/roo/information/eu.htm>

【輸出者・生産者が作成する申告文(英語)】

(Period: from to)

同一の原産品の2回以上の輸送のために作成される場合には、当該申告が適用される期間(12箇月を超えない期間)を記載。そのような期間の適用がない場合には、この欄は空欄。

The exporter of the products covered by this document (Exporter Reference No. ~~XXXXXXXXXXXXXX~~) declares that, except where otherwise clearly indicated, these products are of **Japan** preferential origin.

【輸出者参照番号】
日本からの輸出者の場合には、**法人番号**。輸出者が番号を割り当てられていない場合には、この欄は空欄。

(Origin criteria used)

C1
.....

(Place and date)

X-XX-X XXXX, XXX, Japan, 4 June 2026
.....

産品の原産地を記載。
日本原産品の場合は、"Japan"

(Printed name of the exporter)

〇〇〇 CO., LTD.
.....

場所及び日付は、文書自体に含まれる場合には、省略可。

日本における輸出者又は生産者の書類保管義務(自己申告制度の場合)

日EU・EPA 第3・19条 記録の保管に関する義務

2 原産地に関する申告を作成した輸出者は、当該原産地に関する申告を作成した後少なくとも4年間、当該原産地に関する申告の写し及び産品が原産品としての資格を得るための要件を満たすことを示す他の全ての記録を保管する。

- 「原産品申告書」を作成した日本の輸出者又は生産者は、日EU・EPA第3・19条及び国内法令に基づき、産品が原産品であることを証明するために必要な全ての書類を、原産品申告書の作成の日から4年間保管する義務がある。

保存書類のイメージ(輸出者自己申告)

原産品申告書

契約書、仕入書、価格表、総部品表、
製造工程表、投入記録、出荷記録、
支払記録、帳簿 等
(その他、誓約書の保存が必要な場合あり)

輸出者・生産者は全て保存

ステップ5 完了

産品が原産品であることを証明するために必要な書類の例

■ 完全生産品(A)

契約書、生産証明書、製造証明書、漁獲証明書等

■ 原産材料のみから生産される産品(B)

契約書、総部品表、製造工程フロー図、生産指図書、各材料・部品の投入記録、製造原価計算書、仕入書、価額表等

■ 品目別原産地規則を満たす産品

a. 関税分類変更基準(C1)

総部品表又は材料一覧表(HS番号を含む)、製造工程フロー図、生産指図書等

b. 付加価値基準(RVC, MaxNOM)(C2)

製造原価計算書、仕入帳、伝票、請求書、支払記録、仕入書、価額表等

c. 加工工程基準(化学反応など)(C3)

契約書、製造工程フロー図、生産指図書、生産内容証明書等

■ その他の原産性の基準を適用する場合

原材料の締約国原産地証明書等、製造原価計算書、その他輸出しようとする産品が協定に規定する原産性の基準(累積、僅少の非原産材料等)を満たしていることを示すために必要となる事実を記載した資料

※カッコ内の記号は、日EU・EPAの原産品申告書に記載する原産地基準の記号。記号はEPAごとに異なり、各記載要領等で確認できる。

輸出貨物のEPA利用のステップ

ステップ1. 輸出貨物のHS番号を特定

ステップ2. 相手国で日EU・EPA税率が設定されていることを確認

ステップ3. 適用される原産地基準を特定

ステップ4. 原産地基準を満たすかを確認

ステップ5. 輸出面での原産地手続(輸出者・生産者による自己申告の場合)
(1)申告に必要な書類(原産品申告書)を作成
(2)関係書類を保存

 ステップ6. 相手国における日EU・EPA税率の適用

 ステップ7. 必要に応じ相手国からの事後確認に対応



輸入国税関への原産品申告書等の提出

- ステップ5で作成した原産品申告書等は、輸入国税関での申告の際に所持し、輸入国の国内法令に基づき、税関に提出が必要。
- HS番号の適用は世界共通、原産地規則の適用は締約国共通ですが、最終的には**輸入国税関の判断が優先**される。EPA税率の確実な利用のために、**輸入国税関における事前教示制度**等の利用検討も。
 - 税関ホームページ「EPA相手国の事前教示制度」
https://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/epa_aitekokujizenkyouzi.html
- 具体的な輸入手続については、各国税関当局のHP等を確認。

ステップ6 完了

事後確認(検認)とは

- 相手国でEPA税率を適用して輸入申告された貨物について、各EPAの規定に基づき、特惠税率の便益の適正な確保を目的として、**輸入通関後にその貨物が原産品であるか否かについて確認を行うこと。**

■ 方法

(1)輸入者に対する事後確認

書面での情報提供要請又は輸入者等の事業所を個別に訪問して行う調査(事後調査)により実施。
輸入者から提出された資料等に基づき、輸入申告された貨物が相手国の原産品であるか否かを確認。

(2)輸出国検証

輸入者に対する事後確認により輸入申告された貨物が原産品であることを確認できない等の場合には、税関から輸出者又は生産者に対し、当該貨物が原産品であるか否かについての情報提供要請や現地への訪問による検証を行うことも。

■ 結果

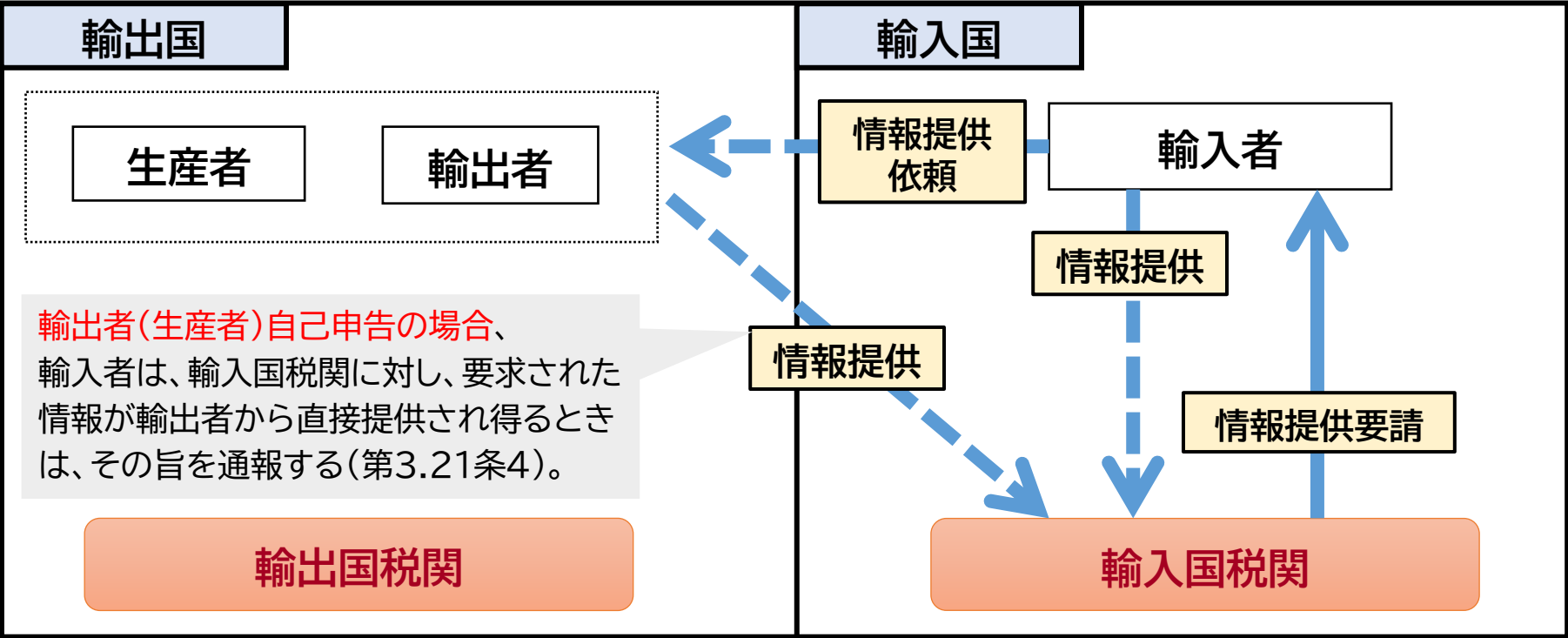
輸入申告された貨物が原産品であることを確認できない場合には、**EPA税率の適用が否認。**

ステップ7
完了

(1)輸入者に対する事後確認

日EU・EPA 第3・21条 原産品であるかどうかについての確認

- 1 輸入締約国の税関当局は、自国に輸入された産品が他方の締約国の原産品であるかどうか又はこの章に定める他の要件を満たすかどうかを確認するため、第3・16条に規定する関税上の特惠待遇の要求を行った**輸入者に対して情報の提供を要求することにより**、危険性を評価する方法(無作為抽出を含む。)に基づく確認を行うことができる。(後略)

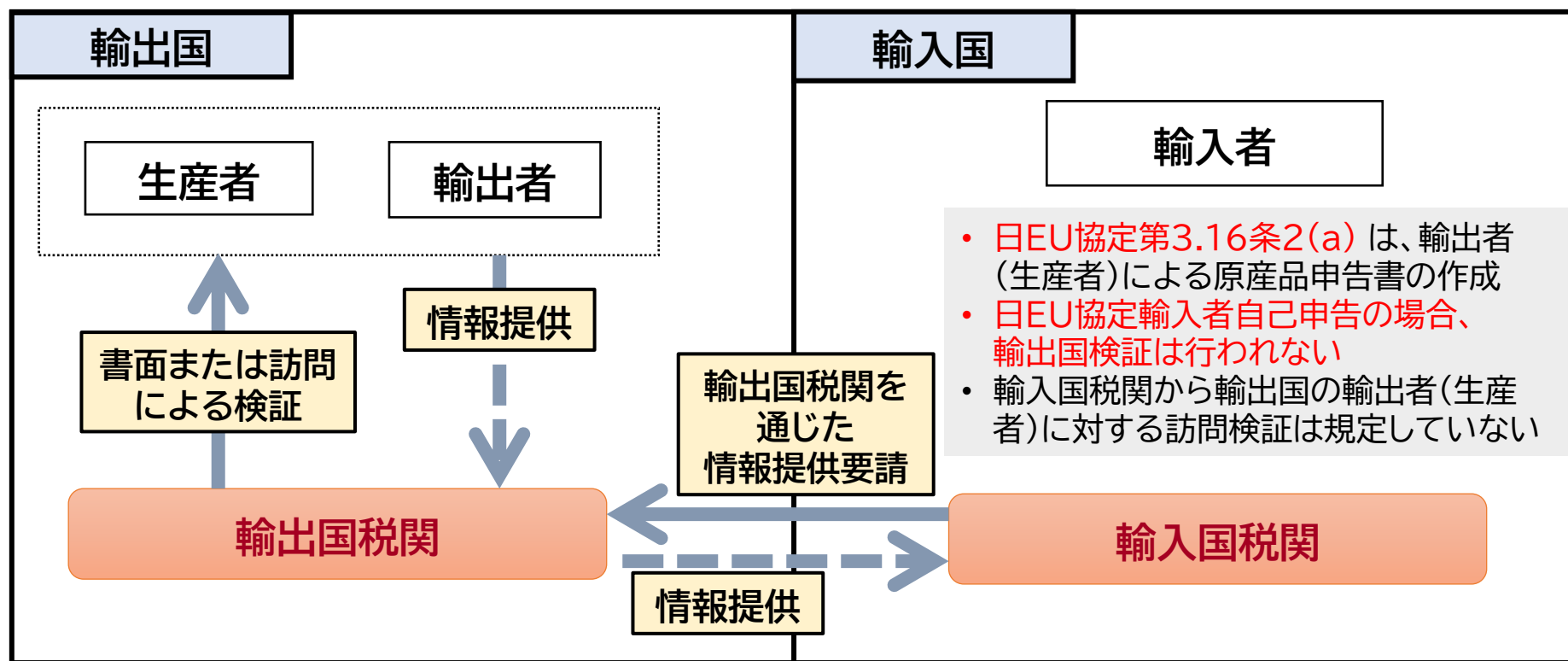


(2)輸出国検証

輸出者・生産者による自己申告

例 日EU・EPA 第3・22条 運用上の協力

- 2 関税上の特惠待遇の要求が第3.16条2(a)に規定する原産地に関する申告に基づくものである場合において、確認を行う輸入締約国の税関当局が、前条1の規定に従って情報の提供を最初に要求した後、産品の原産品としての資格を確認するために追加の情報が必要であると認めるときは、当該税関当局は、更に、当該産品の輸入の後2年以内に輸出締約国の税関当局からの情報の提供を要請することができる。(後略)



ステップ7 完了

(参考) 事後確認について

日本から輸出した貨物に対する輸入国からの確認について

- 日本からの輸出貨物に対して、輸入国からEPA上の原産品かどうかの確認が行われることがあります。
- 確認はEPAに規定された方法で実施されます。協定及び証明制度によって、実施方法は異なりますので、以下の表と併せて各協定の規定等をご確認ください。
- 輸入国からの情報提供要請の結果、原産品であることが確認できなかった事例もありますので、EPAの利用に当たっては、輸出する貨物の原産性をよくご確認ください。

EPA	証明制度(輸出貨物に係るもの)					
	第三者証明 (原産地証明書)		認定輸出者		輸出者自己申告	
情報の提出先	日本商工会議所	輸入国※	経済産業省	輸入国※	日本税関	輸入国※
CPTPP						○
RCEP	○		○		○	○
日オーストラリア	○	○			○	○
日EU、日英					○	
日ペルー、 日スイス	○		○			
日メキシコ	○	○	○	○		
その他のEPA	○					

※輸入国当局が直接、輸出者へ検証を行う

2. よくある質問

3. よくある質問(1)

Q

日本から輸出する場合、輸出者・生産者による自己申告は可能でしょうか？

A

日本の発効済のEPAで輸出者、生産者による自己申告制度が採用されているのは、**日豪協定、CPTPP、日EU・EPA、日英EPA及びRCEP協定(豪州、ニュージーランド、韓国仕向のみ)** です。

2026年6月現在

経済連携協定において採用されている原産地証明制度の一覧（日本から輸出時）

	第三者証明制度 (原産地証明書) ※日本商工会議所が発給。ただし、日シンガポール協定の場合は各地の商工会議所が発給。	認定輸出者制度 (原産地申告) ※経済産業省が認定した輸出者が原産品である旨を申告する。	自己申告制度（原産品申告書） ※輸出入者等が自ら原産品である旨を申告する。	
			輸出者・生産者による自己申告	輸入者自己申告
日メキシコEPA	○	○	×	×
日スイスEPA	○	○	×	×
日ペルーEPA	○	○	×	×
日オーストラリアEPA	○	×	○	○
CPTPP	×	×	○	一部○ ※1
日EU・EPA	×	×	○	○
日米貿易協定	×	×	×	○
日英EPA	×	×	○	○
RCEP協定	○	○	一部○ ※2	×
上記以外の締結済EPA	○	×	×	×

原産地証明制度の一覧
(日本から輸出時)はこちら↓



※1ブルネイ、マレーシア、ペルー及びベトナムについては、
輸入者自己申告は未発効
※2オーストラリア・ニュージーランド・韓国仕向のみ利用可能

3. よくある質問(2)

Q

日EU・EPAにおいて、EU側の輸入者からREX番号を取得するよう言われました。原産地に関する申告文の「輸出者参照番号」欄には「REX番号」を記載すればよいでしょうか。

A

輸出者参照番号には、**法人番号(13桁)**を記載します。

日本から輸出する場合、「原産地に関する申告文」における「輸出者参照番号」には、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(マイナンバー法)第2条第16項に規定する法人番号(13桁)を記載します。法人番号を有していない場合は、空欄となります。

(期間:から.....まで) ※2

この文書の対象となる製品の輸出者(輸出者参照番号※3.....)は、別段の明示をする場合を除くほか、当該製品の原産地.....が特惠に係る原産地であることを申告する。

(用いられた原産性の基準) ※4

(場所及び日付) ※5

(輸出者の氏名又は名称(活字体によるもの))

【REX番号について】

日本への輸入の場合、日EU・EPAにおけるEU側の輸出者は、REX番号を記載しますが、これはあくまでもEU側の輸出者が、EU当局が定める手続きに則って同番号を取得し、記載するものです。

3. よくある質問(2)

原産地に関する申告文(日EU・EPA 輸出者参照番号)

原産地に関する申告（輸出者自己申告）を利用してEUへ輸出される皆様へ
～国税庁法人番号公表サイトへの英語表記登録に関するご案内～

日EU・EPAに基づき輸出者が作成する原産品申告書（原産地に関する申告）上の輸出者参照番号には法人番号を記載することとなっておりますが、EU側の税関では法人番号の確認のために[国税庁法人番号公表サイト（英語版Webサイト）](https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/en/registration/) を参照する場合があります。

輸出者が法人番号を保有している場合は、原則、[国税庁法人番号公表サイト（日本語版Webサイト）](https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/ja/registration/) に法人情報（（１）法人番号、（２）商号又は名称、（３）本店又は主たる事務所の所在地）が公表されますが、英語版Webサイトへの法人情報は、輸出者が登録手続きを行わなければ公表されません。

そのため、英語版Webサイトへの登録がない場合は、EU側の税関が法人番号を確認することができず、その後の手続きに進めなくなる可能性があります。

上記のような事態を避けるため、輸出者自己申告を利用してEUへ輸出される皆様には、以下に掲載しております国税庁法人番号公表サイトから英語表記の登録をご検討ください。

国税庁法人番号公表サイト

英語表記の登録ページ

<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/en/registration/>

英語表記に関するリーフレット

「英語表記で世界に情報発信しませんか」

https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/setsumei/pamphlet/images/en_leaflet.pdf

「原産地に関する申告(輸出者自己申告)を利用して
EUへ輸出される皆様へ」はこちら↓



輸出者参照番号には、法人番号を記載しますが、EU側の税関では**国税庁法人番号公表サイト（英語版webサイト）を参照する場合があります**。英語版webサイトへの登録がないと、EU側の税関が確認することができず、その後の手続きに進めなくなる可能性があります。

3. よくある質問(3)

Q

日EU・EPAの輸出者自己申告を利用して、貨物を日本から輸出する予定ですが、
貨物にEPA原産品と非原産品が混在している場合、
原産地に関する申告文にどのように記載すればよいのでしょうか。

A

輸出貨物にEPA原産品と非原産品が混在している場合、
各貨物が**原産品か非原産品かの区別を明確にすること**が必要です。

「原産地に関する申告文」を記載する際に、
インボイス等の商業上の文書でどのようにEPA税率対象外の貨物を明示するか、
日EU・EPA上に明確な規定はありません。
(例：申告文の前後に「品番〇番から〇番まではEPA税率適用除外」と明記する等)

当該追記は、EPA原産品と非原産品が混在している時のみの対応で、
輸出貨物がEPA原産品のみであれば不要です。

日本税関では、EPA原産品と非原産品の区別につき、貨物の審査の際に判断できれば問題ありませんが、輸入国側で取扱いが異なる可能性もあるため、
輸入国税関へ相談願います。

3. よくある質問(4)

Q

輸出貨物の合計金額が20万円以下です。

20万円以下の場合は、原産品申告書は提出する必要はないのでしょうか。

A

課税価格の総額が20万円以下の商品について、「日本への輸入」の場合には、日本の国内法令に基づき、原産品申告書等が提出免除の対象になります。

一方、日本から輸出する場合の相手国における取扱いについては、輸入国税関にご確認ください。

【参考】

- ・日豪EPA 第3・18条 原産地に関する証拠書類の免除
- ・CPTPP 第3・23条 原産地証明書の免除
- ・日EU・EPA 第3・20条 小型貨物及び免除
- ・日英EPA 第3・20条 小型貨物及び免除
- ・RCEP協定 第3・22条3項 関税上の特惠待遇の要求

個人使用の場合で、貿易により輸入されるものでないこと

3. よくある質問(5)

Q 貨物を生産し、商社(輸出者)を介して日本から貨物を輸出しています。
日EU・EPAを利用していますが、輸入国税関から事後確認があった場合に、
価格等の情報を商社に開示したくありません。どうしたらよいでしょうか。

A 輸入国税関からの事後確認において、
情報提供要請は「**原産品申告書の作成者**」に対して行われます。

生産者が「原産品申告書の作成者」である場合には、
輸出者を介さず、生産者に対して直接情報提供要請が行われます。

輸出者である商社が「原産品申告書の作成者」である場合は、
商社に対して情報提供要請が行われますが、
生産者の企業秘密に該当する情報については、
商社を介さずに生産者が直接税関に提供することも可能です。

3. 参考情報/

税関ホームページのご案内

3. 税関ホームページのご案内



税関ホームページ 自己申告制度を利用した日本からの輸出について

- 輸出貨物に係るEPA税率の適用を受けるための流れなど、EPA原産地規則に関する様々な情報を税関ホームページ/EPA・原産地規則ポータルに掲載。

EPA・原産地規則ポータル
経済連携協定（EPA）等の適正かつ円滑な利活用のため、EPA原産地規則をはじめとする、様々な情報を掲載しています。

目的別に探す

- 初めてEPAで輸入
- 初めてEPAで輸出（自己申告）
- 原産地規則とは
- 原産地基準・証明手続／様式見本
- 協定・法令等／EPAとは
- 事前指示
- 事後確認
- 品目別原産地規則（PSR）の検索
- パンフレット・お知らせ
- お問合せ・その他のリンク

使いたいEPA・GSP等について調べる

アジア アジア・太平洋地域 大洋州 北米 中南米 ヨーロッパ GSP・非特恵原産地規則

地域的な包括的経済連携（RCEP）協定 > CPTPP >

新着情報（原産地規則ポータル）

2026年05月13日 EPA関税認定アドバイザーに関する情報を掲載しました。

2026年03月05日 日・UAE包括的経済連携協定（CEPA）の交渉状況について

2026年02月06日 日・バングラデシュ経済連携協定（EPA）の署名について

2026年01月06日 ラオス人民民主共和国における原産地証明書へのQRコードの付記について

2025年12月23日 日・バングラデシュ経済連携協定（EPA）の大筋合意について

2. EPA税率の適用を受けるための流れ

輸出貨物のEPA利用のステップ（PDF:117KB）
※中古品に対する日EU協定・日英協定の原産地規則の適用について

ステップ1 輸出貨物のHS番号を特定

HS番号とは、「商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約（HS条約）」に基づいて定められた、輸出入の際に商品进行分类する番号です。6桁からなり、世界200以上の国・地域で使用されており、輸出入共通です。

「輸出統計品目表」（日本における輸出申告で使用）、または「実行関税率表」（日本における輸入申告で使用）で調べることができます。

輸出統計品目表	検索画面（税関HP）
第4部 消費財品、飲料、アルコール、農産物、たばこ及び	統計番号 Statistical code
分類	品名 Description
第16部 肉、魚又は甲殻類、動物動物又はその	

現在位置： 原産地規則ポータル > 地域的な包括的経済連携(RCEP)協定

地域的な包括的経済連携(RCEP)協定

注意：このページのリンクにはPDFデータへのリンクがあります

1. お知らせ

- RCEP協定の発効について
- RCEP協定における日本・韓国間の「輸出者又は生産者による自己申告」の実施について
- RCEP協定締結国の発効状況について

2. 初めてRCEP協定を利用される方へ

- 「初めてRCEP協定を利用される方へ（輸入）」（英語）
- 「RCEP原産地についてのご案内」（英語）

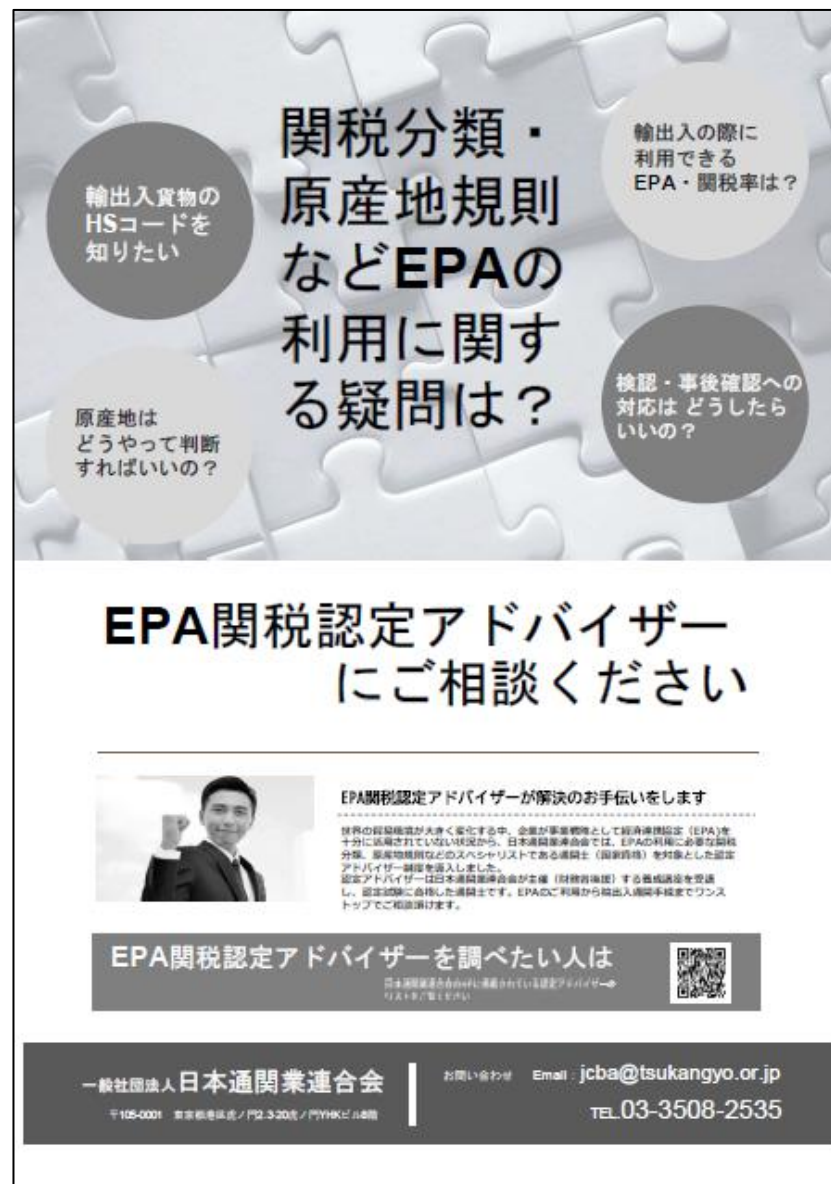
3. 概要

- 概要（外務省作成）【外務省HP】
- RCEP協定原産地規則の概要
- RCEP交渉の経緯【外務省HP】
- RCEP協定発効後FAQ（2022年1月）【PDF:754KB】
- 業務関係資料
 - 2021年6月開催業務説明会（説明会動画）（説明会資料）（Q&A）（説明会案内ページ）
 - 2021年8月開催Q&A解説（説明会動画）（説明会資料）（説明会案内ページ）
 - 2021年12月開催業務説明会（説明会動画）（説明会資料）（Q&A）（説明会案内ページ）
 - 2022年4月開催フォローアップセミナー（説明会動画）（説明会資料）（Q&A）（Q&A集等）（説明会案内ページ）

EPA・原産地規則ポータルはこちら↓



3. 参考情報(「EPA関税認定アドバイザー」のご紹介)



輸出・輸入貨物のHSコードを知りたい

輸出の際に利用できるEPA・関税率は？

関税分類・原産地規則などEPAの利用に関する疑問は？

検認・事後確認への対応は どうしたらいいの？

原産地はどうやって判断すればいいの？

EPA関税認定アドバイザー にご相談ください



EPA関税認定アドバイザーが解決のお手伝いをします

世界の貿易環境が大きく変化する中、企業が事業発展として経済連携協定（EPA）を十分に活用されていない状況から、日本通関業連合会では、EPAの利用に必要な関税分類、原産地規則などのスペシャリストである通関士（国策資格）を対象とした認定アドバイザー制度を導入しました。

認定アドバイザーは日本通関業連合会が主催（財団法人）する養成講座を受講し、認定試験に合格した通関士です。EPAのご利用から輸出入通関手続きまでワンストップでご相談頂けます。

EPA関税認定アドバイザーを調べたい人は

日本通関業連合会が唯一運営を行っている認定アドバイザー登録リストをご覧ください



一般社団法人日本通関業連合会
〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-3-20 虎ノ門VHKビル8階

お問い合わせ Email: jcba@tsukangyo.or.jp
TEL.03-3508-2535

ご清聴ありがとうございました。